

豊田都市計画特別用途地区の変更（豊田市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種類	面積	備考
浄水国道沿道サービス特別用途地区	約 1.4 ha	豊田市特別用途地区建築条例
浄水学術研究特別用途地区	約 6.0 ha	〃
文化ゾーン特別用途地区	約 1.1 ha	〃
合 計	約 3.1 ha	

「区域及び地区の区分は、計画図表示のとおり」

理 由

本市の文化芸術の拠点として、文化芸術に係る中枢機能の集積を図る文化ゾーンにおいて、ゾーンコンセプトである「緑に包まれた歴史・文化芸術の杜」と調和した良好な居住環境の形成及び保全を図りつつ、文化芸術について「鑑賞」、「創造」、「発表」、「歴史継承」するエリアとしてふさわしい環境を醸成するため、特別用途地区を定めるものである。